

埼玉の学校給食はどうなっているか、その担い手はどうあるべきか

1. 埼玉の学校給食の現状

(1) 担い手からみる

ほとんどの自治体で学校給食が実施されていますが、その内容は様々です。調理の担い手は自治体職員であったり、委託労働者であったり、また、自治体職員でも非正規職員の比率が高くなっています。実施方式も自校方式やセンター方式があります。運営もPFIが導入（川越市、吉川市、狭山市、ふじみ野市、鶴ヶ島市で導入 2018.11現在）されるなど様々です。

(2) 実際の実施状況から

① 人間市では…

小学校16校は自校直営、中学校11校はセンター直営で実施しています。正規職員より非正規職員の方が多いい体制ですが、「子どもたちにとって良い給食とは何か！」を真ん中に置き、お互いに努力を重ね、協力して質の高い給食を実現しています。また、手作りにこだわり、安心でおいしい給食を提供しています。

② 草加市では…

小学校21校と中学校1校は自校直営、中学校10校が自校委託として実施しています。しかし、その後は直営を堅持し、退職者は正規職員採用で補充されています。正規職員50人、臨時職員63人の総勢113人の調理士が安全であたたかくておいしい給食作りに励んでいます。

民間委託になったのは残念ですが、小学校は引き続き直営で、中学校は10校に対し8社の委託会社が混在して入っている為、お互い競争し合い、切磋琢磨して、質の高い給食を提供できる環境にあります。衛生管理の研修や班長会議には、委託会社の社員も参加しています。

③ 和光市では…

営利企業による民営化ではなく、公的性のある給食会に委託することで、安心でおいしい給食の実施をめざしています。小学校9校、中学校3校で自校方式の給食を実施しています。

④ 川口市では…

小学校52校、中学校26校の内、小学校13校が自校直営。小学校13校及び中学校3校が自校委託、残り小学校26校及び中学校23校をセンター方式委託で実施しています。委託化されていますが、仕事の内容については市教育委員会からも評価されています。しかし、委託先が変更になる不安、低賃金など労働条件の問題もあり、若手人材が流出しています。

(3) 調理業務の委託化の現状

① 全体状況

調理業務委託化自治体は年々増加し、2008（H20）年度には245校（小学校

136校・中学校109校)及びセンター20か所だったものが、2018年度(H30)には387校(小学校243校・中学校144校)及びセンター46か所となり、それぞれ、小学校では1.8倍、中学校では1.3倍、センターでは2.3倍に増えていきます。(過去10年間の推移は別表)

また、同じ期間で委託無しの自治体は、40自治体から13自治体に減っています。

この背景には、1980年代から続く営化路線に加え、2016年度から地方交付税の基準財政需要額の算定基礎とする業務内容を小・中学校給食の調理と運搬について、民間委託を基準とすることとされたことがあります。また、総務省は「地方行政サービス改革の取組状況等」を公表し、各自治体の業務の委託状況を公表し推進を図ろうとしています。

② 委託の問題事例——春日部市での実例から

2017年4月から5小学校約3千食の給食調理をキョウワプロテック(株)に委託しましたが、複数の学校で給食開始時に調理が間に合わない(最大1時間半遅れ)、調理を失敗するなどのトラブルが続き、衛生面でも保健所からの指導を受けるなどし、市は5月末で契約を打ち切られました。

一番の原因は、求められる水準の給食が提供できる調理員と体制が確保できなかったことです。賃金・労働条件を確保し、今まで働いていた調理員を継続雇用することができれば、このような問題は起こらずに済んだのではないのでしょうか。

学校給食は単なる食事の提供ではありません。直営であろうが委託であろうが、市には教育の一環である学校給食を実施する責任があり、そのための条件整備をする責任もあります。契約制度はちゃんとしたスキルのある調理員を確保するにふさわしいものになっていたのでしょうか。

③ 委託の問題点

営利企業が受託すれば、儲けを上げるために、人件費を削減せざるを得なくなくなります。結果、低賃金で人が集まらない、離職率が増え技術が継承できないなどの問題が起きます。

また、民間委託になった自治体では、地元の業者や農家を使わなかったり、手間のかかる食材(不揃い野菜、泥付きのもの)の使用をやめたり、学校の独自性が発揮できず、手作りの献立ができにくくなっている状況もあります。

さらに、給食の水準を保つためには、「詳細な業務指示書」や「自治体職員の栄養士等による直接指示」が必要となり、偽装請負をせざるを得なくなります。

2. 私たちのめざす学校給食

(1) 学校給食法の精神から

第1条の目的では、学校給食を「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」であり「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」と位置付けています。

また、第2条の「学校給食の目標」では「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むこと

ができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」など7つの項目を掲げています。

この目的を実現するためには、できるだけ子どもたちの近くで学校給食の調理・提供が行われることが望ましいと考えます。

さらに、食育基本法は国民全体を対象としたものですが、前文には特に子どもに対して「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。」と位置づけ、第1条目的では「国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となっている」とし、国や自治体の責務、学校や保育所での食育活動の促進を求めています。

したがって、学校給食は、子どもたちの「こころ」と「からだ」をつくる、大切な食教育実践の場であり、日本の食文化を伝承する場です。

これらの課題に向き合い、実践できる知識と経験を積んだ職員と、そういった職員を育てる体制が必要です。

(2) 格差と貧困が進む中で・・・

子どもの個食や欠食、食事難が問題となっています。給食が唯一のちゃんとした食事であったり、普段の食事がインスタントやスナック菓子などであったりといったケースが増えています。しっかりした食習慣がないまま大人になり、それがまた子どもに影響を与え、連鎖することが懸念されます。

(3) 健康障害対応（除去食、代替食）

アレルギー体質の子どもが増えています。命を守るために、しかし友達と一緒に食事をすることの大切さを実感してもらうためには、除去食や代替食が必要です。健康障害対応にも知識をもった職員が必要です。

以上のことから、学校給食は、単に安心安全の給食の提供、食育の実施というだけではなく、現代においては子どもの命をつなぐ役割を果たしていると言えます。これらを実現するためにも、学校給食をしっかりと進めるための体制・担い手が必要となります。

3. 安心安全、おいしい学校給食を実現するために

(1) 大切なポイント

- ① 自治体が責任をもって給食を提供しなければならないことを自覚する。
- ② 自治体が間違った方向に行かないよう、学習、話し合い、リードする。
- ③ 住民に行政の役割、動きと給食のかかわりを知らせる。
- ④ 現場の頑張りを伝える。

(2) 仕事をアピールし、住民と結びついた運動を

県内の単組でも既に実践されています。

① 草加市

草加市 草加・子どもの健康と学校給食を考える会の取り組みとして

- ・草加の学校給食を知らせる給食パンフの作成
- ・市が主催する「環境フェア」や「給食展」にブースを確保。
- ・「調理士さんと学校給食を作ってみませんか」の調理実習を、年に2～3回開催（家庭でも学校給食の話をしながら作ってもらえたら…の思いで企画。）

② 入間市

- ・給食まつりを2006年から不定期で実施しており、今年で8回目になり、保育給食も一緒にとりくんでいます。当日参加できない人は、準備段階で協力し、全職員参加型で実施しています。講演会、パネル展示、ゲームや試食などで入間の学校給食の良さをアピールしています。
- ・学校給食の良さが広がり、地元ケーブルテレビの取材を受けたり、地元FM局では、毎日学校を回って放送しています。

学校給食の役割、子どもたちの様子、食文化のありかたなどを易しく、わかりやすく伝えて理解してもらい、父母、教育委員会、教職員を巻き込んで、さらに住民から応援してもらえるような運動を行うことが重要です。

（3）公契約の適正化

安心・安全な給食を実現するための調理員を確保することが重要です。そのためには、雇用の安定と適切な賃金・労働条件が確保される必要があります。自治労連埼玉県本部では、直接人件費を事前公表して競争から除外することや、業務の質や公共性の確保の視点も盛り込んだ総合評価方式の導入を提案しています。

川口市委託調理員部会では、情報公開で委託契約書を分析し、賃上げに結び付けています。また、市との懇談の場を設けて、現場や労働条件の実態を伝え、そもそもの委託費の改善や契約方法の改善を求めています。

（4）仕事を考え改善するとりくみをみんなで進めよう

学校給食に携わるすべての労働者が、自分たちの仕事の重要性和意味を理解し、常に改善する姿勢にあることが重要です。

正規・非正規・公共それぞれが、学校給食に携わる「全体の奉仕者」としての役割を果たす志をもった仲間を増やしていくことが大切と考えます。

継続した運動を進めていくには、住民任せにせず自治体労働者・組合が主導し、けん引することこそが大切だと感じています。

また、運動の中心には、いつも自治体の宝である「子どもたち」がいて、子どもにとって何が一番いいのかを学習し、話し合い、提案しながら運動を進めていくことが重要です。

■調理業務の委託状況（全面委託調理方式を含む 埼玉県教育委員会発行「埼玉の学校給食」から作成）

年度（平成）	2008(20)	2009(21)	2010(22)	2011(23)	2012(24)	2013(25)	2014(26)	2015(27)	2016(28)	2017(29)	2018(30)
小学校（学校数）	136	153	166	176	186	198	218	233	237	241	243
中学校（学校数）	109	112	117	121	123	130	135	142	142	142	144
委託学校数	245	265	283	297	309	328	353	375	379	383	387
共同調理（個所数）	20	22	23	24	26	27	29	37	43	45	46
委託無自治体（自治体数）	40	37	32	31	29	26	23	20	16	14	13

